

## 国立研究開発法人国立環境研究所懲戒手続規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 16 号

平成 20 年 6 月 26 日 一部改正

平成 23 年 3 月 31 日 一部改正

平成 26 年 1 月 10 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

平成 28 年 3 月 31 日 一部改正

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の職員、任期付職員及び契約職員（以下「職員等」という。）に対する懲戒の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の原則)

**第 2 条** 理事長は、第 5 条の懲戒審査委員会の審査を経て、懲戒処分を行うものとする。

**2** 懲戒処分は、国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号）第 56 条、国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則（平 18 規程第 3 号）第 56 条及び国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 18 規程第 4 号）第 51 条に規定する懲戒の事由（以下「懲戒事由」という。）に該当する行為でなければ、これを行うことができない。

**3** 懲戒事由を、その制定前の事案に対して遡及的に適用してはならない。

**4** 懲戒処分は、同一の事案に対して、重ねて行うことはできない。

**5** 懲戒処分は、同じ程度の事案に対して、懲戒の種類及び程度が異なってはならない。

(懲戒処分の量定)

**第 3 条** 懲戒処分の量定（以下「処分量定」という。）の決定に当たっては、非違行為の種類及び程度その他次に掲げる事項を総合的に考慮のうえ、相当なものとしなければならない。

一 非違行為の動機、態様及び結果

二 故意又は過失の程度

三 非違行為を行った職員等の職責及び職責と非違行為との関連

四 他の職員等及び社会に与える影響

五 過去の非違行為の有無

六 その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等

**2** 処分量定については、別表の非違行為欄に掲げる非違行為の区分に応じ、同表の懲戒処分の種類に掲げるとおりとする。ただし、個別の事案の内容によっては、別表に掲げる処分量定以外とすることがある。

**3** 別表に掲げられていない非違行為についても、別表に掲げる取扱を参考として判断し、懲戒処分とすることがある。

(非違行為の調査等)

**第 4 条** 企画部長、総務部長、環境情報部長、監査室長、研究センター長及び福島支部長（以下「ユニット長」という。）は、当該組織に所属する職員等について懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項による報告を受けた場合は、当該ユニット長（当該ユニット長が適当でないと認められるときは、懲戒審査委員会）に前項に係る非違行為について調査を要請し、当該調査結果の報告を求めるものとする。
- 3 理事長は、第1項の報告によるほか、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、当該ユニット長（当該ユニット長が適当でないと認められる場合は、懲戒審査委員会）に当該非違行為について調査を要請し、当該調査結果の報告を求めるものとする。
- 4 ユニット長は、前三項に規定する非違行為の調査及び報告について、総務部人事課と密接に連絡をとるものとする。
- 5 理事長は、第1項及び第2項又は第3項の報告により、懲戒事由に該当する非違行為があると思料する場合は、懲戒審査委員会に審査を付託する。

（懲戒審査委員会）

**第5条** 研究所に、職員等に対する懲戒処分に関する審査を行うため、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の任務及び組織その他委員会に関し必要な事項については別に定める。

（処分決定までの措置）

**第6条** 理事長は、審査対象職員等を出勤させることが適当でないと認める場合には、必要な期間自宅に待機させることができる。

- 2 前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。

（懲戒処分の決定）

**第7条** 理事長は、委員会からの報告に基づき、懲戒処分の決定を行う。

- 2 懲戒処分の効力は、当該懲戒処分の対象となる職員等に対し、懲戒処分の内容を記載した懲戒処分通知書（別紙様式1。以下「通知書」という。）を手交したときに発生するものとする。
- 3 前項の通知書を手交できない場合においては、当該職員等の最新の通勤届の住所に通知書を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2日を経過した日に手交したものとみなす。

（懲戒処分の概要の公表）

**第8条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- 一 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
  - 二 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止である懲戒処分
- 2 理事長は、前項の場合において、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、職名等の被処分者の属性に関する情報を、個人を識別されない内容のものを基本として公表するものとする。
  - 3 理事長は、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、軽微な事案である場合等においては、前二項の規定にかかわらず、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。
  - 4 理事長は、懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表することができる。

（手続の特例）

**第9条** 理事長は、懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であって、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある場合に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、委員会の審査を経ないで懲戒処分を行うことができる。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、懲戒の手續について必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**改正附則(平成20年6月26日)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、公布の日から施行する。

**改正附則(平成23年3月31日)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**改正附則(平成26年1月10日)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成26年2月1日から施行する。

**改正附則(平成27年3月13日)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**改正附則(平成28年3月31日)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表

1. 一般服務関係

非違行為		懲戒処分の種類
欠勤	(1)正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いたこと	出勤停止、減給又は戒告
	(2)正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いたこと	降格、出勤停止又は減給
	(3)正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
遅刻・早退	(4)正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いたこと	戒告
休暇の虚偽申請	(5)病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をしたこと	出勤停止、減給又は戒告
勤務態度不良	(6)勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせたこと	出勤停止、減給又は戒告
	(7)他の職員等に対する暴行により職場の秩序を乱したこと	降格、出勤停止又は減給
職場内秩序びん乱	(8)他の職員等に対する暴言により職場の秩序を乱したこと	出勤停止、減給又は戒告
	(9)事実をねつ造して虚偽の報告を行ったこと	出勤停止、減給又は戒告
虚偽報告	(10)職務上知ることのできた秘密を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
秘密漏えい	(11)その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したこと	出勤停止、減給又は戒告
個人の秘密情報の目的外収集	(12)国立研究開発法人国立環境研究所兼業等規程（平18規程第13号。以下「兼業等規程」という。）の規定に違反して、兼業、自営又は副業の事業に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの事業を行ったこと	出勤停止、減給又は戒告
兼業等の許可等の手続きの怠忽	(13)暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をしたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(14)相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返したこと	降格、出勤停止又は減給
	(15)上記(14)の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(16)相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったこと	出勤停止、減給又は戒告
	(注)上記(13)から(16)に基づき処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断するものとする。	

2. 金品等取扱い関係

非違行為		懲戒処分の種類
横領	(1)研究所の金品を横領したこと	解雇
窃取	(2)研究所の金品を窃取したこと	解雇
詐欺	(3)人を欺いて研究所の金品を交付させたこと	解雇
紛失	(4)研究所の金品を紛失したこと	戒告
盗難	(5)重大な過失により研究所の金品の盗難に遭ったこと	戒告
物の損壊	(6)故意に職場において研究所の物を損壊したこと	出勤停止、減給又は戒告
出火・爆発	(7)過失により職場において研究所の物の出火、爆発を引き起こしたこと	戒告

諸給与の違法支払・不適正受給	(8)故意に法令に違反して諸給与を不正に支給したこと及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給したこと	出勤停止、減給又は戒告
金品処理不適正	(9)自己保管中の研究所の金銭の流用等金品の不適正な処理をしたこと	出勤停止、減給又は戒告
コンピュータの不適正使用	(10)職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、研究所の業務の運営に支障を生じさせたこと	出勤停止、減給又は戒告

### 3. 業務外非行関係

非違行為		懲戒処分の種類
放火	(1)放火をしたこと	解雇
殺人	(2)人を殺したこと	解雇
傷害	(3)人の身体を傷害したこと	降格、出勤停止又は減給
暴行・けんか	(4)暴行を加え、又はけんかをした職員等が人を傷害するに至らなかったとき	出勤停止、減給又は戒告
器物損壊	(5)故意に他人の物を損壊したこと	出勤停止、減給又は戒告
横領	(6)自己の占有する他人の物（研究所の金品を除く。）を横領したこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
窃盗・強盗	(7)他人の財物を窃取したこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(8)暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取したこと	解雇
詐欺・恐喝	(9)人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
賭博	(10)賭博をしたこと	出勤停止、減給又は戒告
	(11)常習として賭博をしたこと	降格又は出勤停止
麻薬・覚醒剤等の所持又は使用	(12)麻薬・覚醒剤等を所持又は使用したこと	解雇
酩酊による粗野な言動等	(13)酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたこと	出勤停止、減給又は戒告
淫行	(14)18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をしたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
痴漢行為	(15)公共の乗物等において痴漢行為をしたこと	降格、出勤停止又は減給

### 4. 交通事故・交通法規違反関係

非違行為		懲戒処分の種類
飲酒運転での交通事故（人身事故を伴うもの）	(1)酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせたこと	解雇
	(2)酒酔い運転で人に傷害を負わせたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(3)上記(2)の場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたこと	解雇
	(4)酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(5)上記(4)の場合において措置義務違反をしたこと	解雇
	(6)酒気帯び運転で人に傷害を負わせたこと	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止又は減給
	(7)上記(6)の場合において措置義務違反をしたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）	(8)人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせたこと	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止又は減給
	(9)上記(8)の場合において措置義務違反をしたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(10)人に傷害を負わせたこと	出勤停止、減給又は戒告

	(11)上記(10)の場合において措置義務違反をしたこと	降格、出勤停止又は減給
交通法規違反	(12)酒酔い運転をしたこと	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止又は減給
	(13)上記(12)の場合において物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をしたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(14)酒気帯び運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をしたこと	降格、出勤停止、減給又は戒告
	(15)上記(14)の場合において物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をしたこと	降格、出勤停止又は減給
	(注)上記(12)から(15)に基づき処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。	

#### 5. 倫理規程違反関係

	非違行為	懲戒処分の種類
倫理規程違反	(1)国立研究開発法人国立環境研究所倫理規程(平18規程第14号。以下「倫理規程」という。)第13条第1項又は第2項の規定に違反して同規程第13条第1項に規定する贈与等報告書を提出しないこと	戒告
	(2)倫理規程第13条第1項の規定に違反して虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出すること	出勤停止、減給又は戒告
	(3)倫理規程第4条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること((18)に掲げるものを除く。)	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(4)倫理規程第4条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けること((18)に掲げるものを除く。)	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(5)倫理規程第4条第1項第2号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けること	出勤停止、減給又は戒告
	(6)倫理規程第4条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付を受けること((18)に掲げるものを除く。)	出勤停止、減給又は戒告
	(7)倫理規程第4条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付を受けること((18)に掲げるものを除く。)	降格、出勤停止又は減給
	(8)倫理規程第4条第1項第4号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること((18)に掲げるものを除く。)	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(9)倫理規程第4条第1項第5号の規定に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けること	降格、出勤停止又は減給
	(10)倫理規程第4条第1項第6号の規定に違反して利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る)を受けること((1)から(13)に掲げるものを除く。)	出勤停止、減給又は戒告
	(11)倫理規程第4条第1項第6号の規定に違反して遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること	出勤停止、減給又は戒告
	(12)倫理規程第4条第1項第6号の規定に違反して海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外旅行をすること	降格、出勤停止、減給又は戒告
	(13)倫理規程第4条第1項第6号の規定に違反して国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に国内旅行をすること	出勤停止、減給又は戒告
	(14)倫理規程第4条第1項第7号の規定に違反して利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること((11)に掲げるものを除く。)	戒告
	(15)倫理規程第4条第1項第8号の規定に違反して利害関係者と共に旅行をすること((12)及び(13)に掲げるものを除く。)	戒告

	(16)倫理規程第4条第1項第9号の規定に違反して、利害関係者をして、第三者に対し同項第1号から第8号までに掲げる行為をさせること	(3)から(15)までの違反行為に応じ当該各号の懲戒処分の種類に準じて、解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(17)倫理規程第6条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること	出勤停止、減給又は戒告
	(18)倫理規程第6条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせること	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止又は減給
	(19)倫理規程第6条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせること	出勤停止、減給又は戒告
	(20)倫理規程第7条の規定に違反して書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(21)倫理規程第8条第1項の規定に違反して、他の職員等の倫理規程第4条、第6条又は第7条の規定に違反する行為によって当該他の職員等(倫理規程第4条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受すること	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(22)倫理規程第8条第2項の規定に違反して、理事長、倫理監督者その他研究所において職員等の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員等が倫理規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいすること	降格、出勤停止、減給又は戒告
	(23)倫理規程第9条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が10,000円を超えるときに、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出ないこと	戒告
	(24)倫理規程第9条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が10,000円を超えるときに、倫理監督者が定める事項について倫理監督者に虚偽の事項を届け出ること	出勤停止、減給又は戒告
	(25)倫理規程第10条第1項の規定に違反して倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて同項に規定する講演等を行うこと	出勤停止、減給又は戒告

#### 6. 監督責任関係

	非違行為	懲戒処分の種類
指導監督不適正	(1)部下職員等が懲戒処分を受ける等した場合で、上司としての指導監督に適正を欠いていたこと	出勤停止、減給又は戒告
非行の隠ぺい、黙認	(2)部下職員等の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認したこと	降格、出勤停止又は減給